

【表紙】

| | |
|----------------------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年3月28日 |
| 【発行者名】 | 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 金上 孝 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 伊藤 晃 連絡場所 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 |
| 【電話番号】 | 03-6250-4740 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスファンド (ラップ向け) |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 当初自己設定額 100万円 継続募集額 上限1兆円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスファンド（ラップ向け）
（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定：100万円

継続募集期間：1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初自己設定

1口当たり1円

継続募集期間

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（略称：Jクオラップ）

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下、同じ。

（５）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

申込単位は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については1口単位とします。

(7) 【申込期間】

当初自己設定

平成28年4月13日

継続募集期間

平成28年4月13日から平成29年4月25日までです。

(注) 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日（当初自己設定に係る発行価額の総額については設定日）に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(12) 【その他】

当ファンドは、ラップ口座に係る契約に基づいてラップ口座の資金を運用するためのファンドであり、当ファンドの取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設のうえ申込みを行うものとします。

同様の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 |
|---------|--------|-------------------|------|------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 | MMF | インデックス型 |
| | 海外 | 債券 | | |
| 追加型 | 内外 | 不動産投信 | MRF | 特殊型 () |
| | | その他資産 () | ETF | |
| | | 資産複合 | | |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替 ヘッジ | 対象 インデックス | 特殊型 |
|---|----------------------------------|--------------------------------------|----------------------|-----------|--|-------------------------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | ファミリー ファンド | あり () | 日経225 | ブル・ベア型 |
| 一般 大型株 中小型株 | 年2回 年4回 年6回 | 日本 北米 欧州 | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし | TOPIX | 条件付運用型 |
| 債券 | 年6回 (隔月) | アジア オセアニア | | | その他 (iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150 インデックス) | ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 |
| 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 () | 年12回 (毎月) 日々 その他 () | 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | | | | その他 () |
| 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) | | | | | | |
| 資産複合 () | | | | | | |

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

商品分類の定義

| | | |
|---------|-----------------------|--|
| 単位型・追加型 | 単位型 | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。 |
| | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 国内 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 海外 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 内外 | 信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 | 株式 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 不動産投信（リート） | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 独立区分 | MMF（マネー・マネージメント・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。 |
| | MRF（マネー・リザーブ・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。 |
| | ETF | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | 特殊型 | 信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

| | | | |
|------------|--------------------------------------|--|---|
| 投資対象 資産 | 株式 | 一般 | 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 大型株 | 信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 中小型株 | 信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 一般 | 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 公債 | 信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 社債 | 信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | その他債券 | 信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | クレジット属性 | 目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。 |
| | 不動産投信 | 信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | その他資産 | 信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 | |
| 資産複合 | 信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 | | |
| 決算頻度 | 年1回 | 信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 年2回 | 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 年4回 | 信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 年6回（隔月） | 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 年12回（毎月） | 信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | 日々 | 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 | |
| | その他 | 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 | |

| | | |
|----------|---------------------|--|
| 投資対象地域 | グローバル | 信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日本 | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 北米 | 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 欧州 | 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アジア | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | オセアニア | 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中南米 | 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アフリカ | 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中近東（中東） | 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | エマージング | 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| | ファンド・オブ・ファンズ | 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 |
| 為替ヘッジ | あり | 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 |
| | なし | 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |
| 対象インデックス | 日経225 | 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | TOPIX | 信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| 特殊型 | ブル・ベア型 | 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | 条件付運用型 | 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 |
| | ロング・ショート型 / 絶対収益追求型 | 信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定株式を含みます。以下同じ。)を実質的な主要投資対象とします。

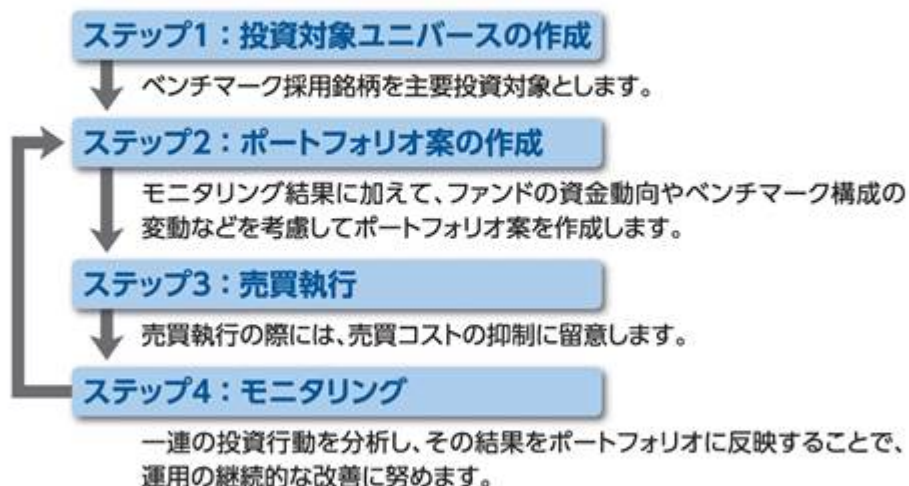
- わが国の金融商品取引所上場株式に直接投資することがあります。

運用方法
運用プロセス

iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行います。

- iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスをベンチマークとします。
- JAPAN クオリティ150インデックスマザーファンドへの投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に投資を行います。
- 株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

<運用プロセスのイメージ>



! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

<iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスについて>

iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスとは、東京証券取引所を主たる市場とする普通株式等の中から時価総額、流動性によりスクリーニングされる投資ユニバースのうち、高ROEかつ、①財務健全性、②キャッシュフロー収益性、③利益安定性の3点に着目し、高ROEの継続性を評価して150銘柄を選定し算出される株価指数です。

iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスは、三菱UFJ信託銀行が有するアクティブ運用機関としてのノウハウとSTOXXリミテッド（以下「STOXX社」）が有する指数提供機関としての経験を活用し、両社で共同開発したものです。2001年6月18日の時価総額を100として、STOXX社が算出・公表しています。

- iSTOXX MUTB Japan Quality 150 Index (iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス)の算出要綱
https://www.stoxx.com/documents/stoxxnet/Documents/Indices/Common/Indexguide/istox_index_guide.pdf
- iSTOXX MUTB Japan Quality 150 Index (iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス)のインデックスデータ
<https://www.stoxx.com/index-details?symbol=ISXMJQYG>
データを取得する際には、「Data」を選択して頂き、「Historical Data」の項目の中にある「JPY Price」のファイルを選択してください。

■ ROE（自己資本利益率）とは、Return on Equityの略で、1株当たり当期純利益を1株当たり自己資本で割って算出されます。この数値が高いほど企業の収益力は高いと評価されます。

■ STOXX社とは
1997年設立。ドイツ証券取引所の100%子会社で、スイスのチューリッヒに本社を構える指数開発・提供の専門会社。

分配方針

年1回の決算時に分配を行います。

- 年1回の決算時（1月26日（休業日の場合は翌営業日））に分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ ファンドの仕組み

運用は主にJAPAN クオリティ150インデックスマザーファンドへの投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

**■ 主な投資制限**

| | |
|--------|------------------------------------|
| 株式 | 株式への実質投資割合に制限を設けません。 |
| 外貨建資産 | 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産の10%以下とします。 |
| デリバティブ | デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 |

 「iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス」の免責事項について

STOXX社、ドイツ証券取引所グループ及びこれらのライセンサー、関連調査会社又はデータ提供会社は、本金融商品に関してiSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス（以下「対象インデックス」）及び関連商標を利用するライセンスを付与することを除き、ライセンサーである当社と一切の関係を有していません。

STOXX社、ドイツ証券取引所グループ及びこれらのライセンサー、関連調査会社又はデータ提供会社は、以下のことを行うものではありません。

- 本金融商品を支援、推奨、販売又は宣伝すること
- 本金融商品又はその他の証券への投資を勧めること
- 本金融商品についてタイミング、数量若しくは価格について責任若しくは義務を負ったり、又はこれらについての何らかの意思決定を行うこと
- 本金融商品の管理、運営又はマーケティングについて、何らかの責任や義務を負うこと
- 対象インデックスの決定、組成若しくは計算にあたり、本金融商品へのニーズ若しくは本金融商品の保有者を考慮すること、又はそのような考慮をすべき義務を負うこと
- 対象インデックスのメソドロジー若しくは基本運営方針について何らかの責任若しくは義務を負ったり、又は対象インデックスがテイラーメイドされたもので、かつ（構成銘柄の定義、計算及びバリュエーション・メソドロジー、適応ディスカウント（該当する場合）等の）対象インデックスの特徴がライセンサーが定義した要件のみに基づいているかといった指数の投資適切性について、明示若しくは黙示に何らかの意見を表明すること

STOXX社、ドイツ証券取引所グループ及びこれらのライセンサー、関連調査会社又はデータ提供会社は、本金融商品又はその運用成果に関連して、何ら保証するものではなく、かつ（過失の有無を問わず）いかなる責任も負うものではありません。

又、STOXX社は、本金融商品の購入者又は他のいかなる第三者との間でも、何ら契約上の関係を有していません。具体的には、

- STOXX社、ドイツ証券取引所グループ及びこれらのライセンサー、関連調査会社又はデータ提供会社は、以下について、何ら明示又は黙示の保証を行うことなく、かつあらゆる責任を否認します。
 - 対象インデックス及びそれに含まれるデータの利用に関連し、本金融商品、その保有者又は他のいずれかの者が取得すべき成果
 - 対象インデックス及びそのデータの正確性、適時性及び完全性
 - 対象インデックス及びそのデータの商品性、並びに特定の目的又は使用への適合性
 - 本金融商品の運用成果一般
- STOXX社、ドイツ証券取引所グループ及びこれらのライセンサー、関連調査会社又はデータ提供会社は、対象インデックス又はそのデータに関するエラー、遺漏又は中断について、何ら保証するものではなく、かつ一切の責任を負いません。
- STOXX社、ドイツ証券取引所グループ及びこれらのライセンサー、関連調査会社又はデータ提供会社は、いかなる状況の下でも、対象インデックス若しくはそのデータにおけるか、若しくは本金融商品に一般的に関連するエラー、遺漏若しくは中断の結果として生じる逸失利益又は間接的、懲罰的、特別若しくは結果的な損害若しくは損失について、一切の責任を負いません。これは、たとえSTOXX社、ドイツ証券取引所グループ及びこれらのライセンサー、関連調査会社又はデータ提供会社がそうした損失若しくは損害が発生しうることを認識していた場合であっても同様です。

当社とSTOXX社との間のライセンス契約は、専ら両者の利益を図るためのものであって、本金融商品の保有者又は他いかなる第三者の利益を図るものでもありません。

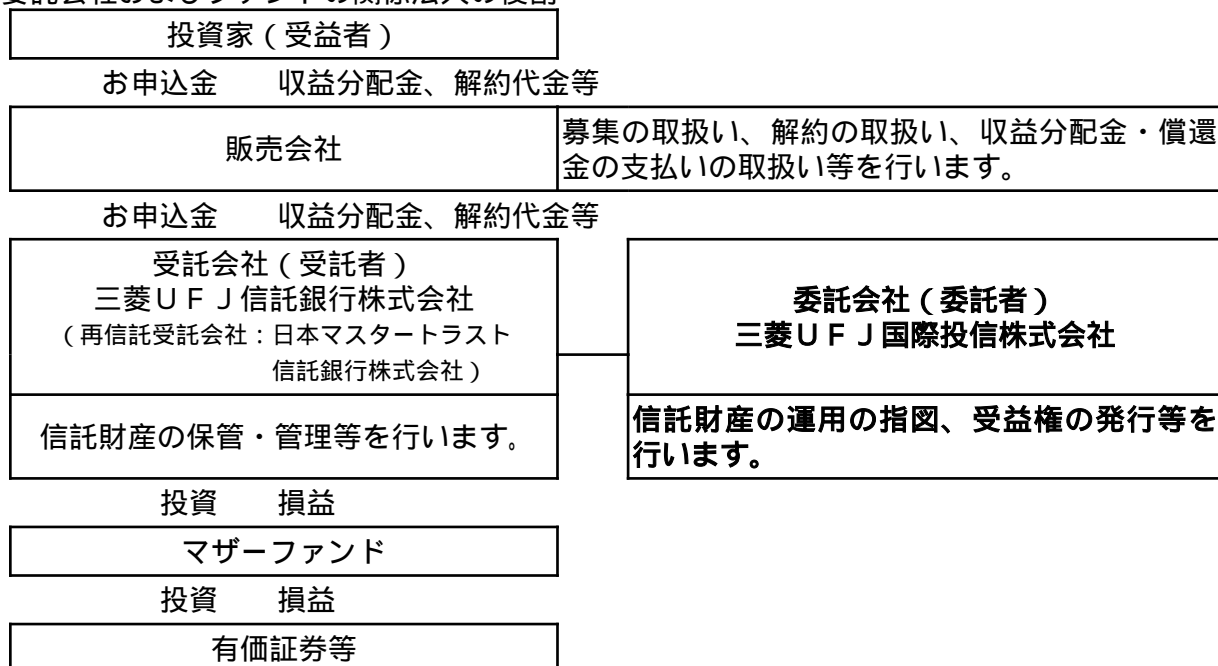
| |
|---------------------------------------|
| 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 |
|---------------------------------------|

(2) 【ファンドの沿革】

平成28年4月13日 設定日、信託契約締結、運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

| | 概要 |
|-------------------------------------|---|
| 委託会社と受託会社との契約 「信託契約」 | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。 |

委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成28年1月末現在）

・沿革

- 平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
- 平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
- 平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
- 平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成28年1月末現在）

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---------------------|-------------------|----------|-------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 107,855株 | 51.0% |
| 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 71,969株 | 34.0% |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 31,757株 | 15.0% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

JAPAN クオリティ150インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に直接投資することがあります。

JAPAN クオリティ150インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に投資を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a．有価証券先物取引等

b．スワップ取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするJAPAN クオリティ150インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11．コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。)で16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)

22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

< JAPAN クオリティ150インデックスマザーファンドの概要 >

(基本方針)

この投資信託は、iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定株式を含みます。)を主要投資対象とします。

投資態度

主としてわが国の金融商品取引所上場株式(上場予定株式を含みます。)に投資を行い、iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行います。

株式の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

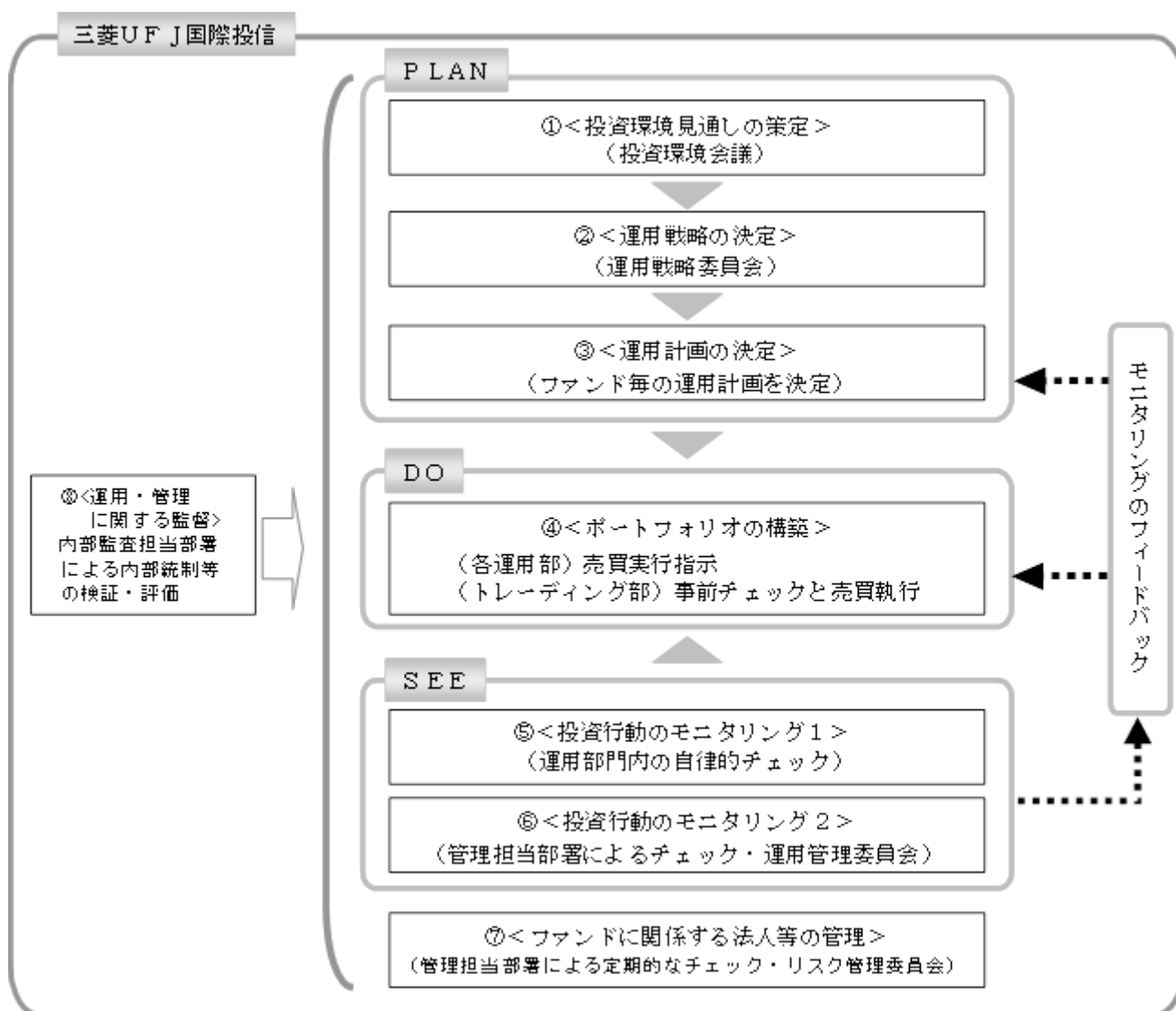
外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

（3）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

外貨建資産

a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

新株引受権証券および新株予約権証券

a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下 a. および b. において

同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（ に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認められたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標

に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

- ・当ファンドは、iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックスの動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因により乖離を生じることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

価格変動リスク

価格変動リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、価格変動リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、価格変動リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

(3) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

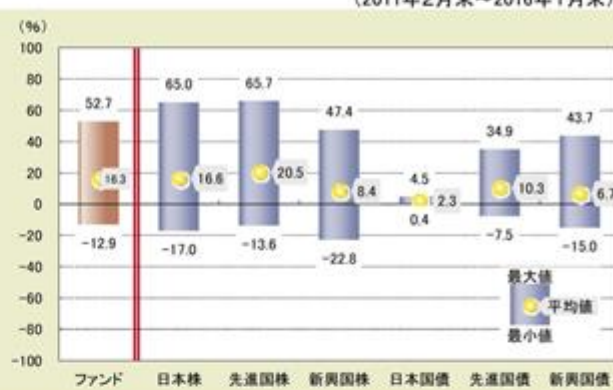
・ファンドの運用は、2016年4月13日より開始する予定であり、ファンドはベンチマークの年間騰落率を用いています。

●ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



●ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2011年2月末～2016年1月末)



・ファンドの年間騰落率とは、当該各月末の基準価額(分配金再投資)から当該各月末の1年前の基準価額(分配金再投資)を控除した額を当該各月末の1年前の基準価額(分配金再投資)で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

・有価証券届出書提出日現在、基準価額(分配金再投資)はありません。

・グラフは、ファンド(ベンチマークの年間騰落率を含みます。以下同じ。)と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

・全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

・2011年2月～2016年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | TOPIX(配当込み) | TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPIとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村証券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。 |
| 先進国債 | シティ世界国債インデックス(除く日本) | シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年0.3456%（税抜 年0.32%）

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 ×（保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|-------------------------|------------------------|-------------------------|
| 年0.2484% (税抜 年0.23%) | 年0.054% (税抜 年0.05%) | 年0.0432% (税抜 年0.04%) |

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が含まれます。

(*)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。なお、当ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

費用または費用を対価とする役務の内容について

| 費用名 | 直接・間接 | 説明 |
|-------------------|-------|--|
| 申込手数料 | 直接 | 商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価 |
| 換金（解約）手数料 | 直接 | 商品の換金に関する事務手続等の対価 |
| 信託財産留保額 | 直接 | 信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額 |
| 信託報酬 | 間接 | （委託会社（再委託先への報酬を含む場合があります。）） ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 （販売会社） 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の説明・情報提供等の対価 （受託会社） 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価 |
| 監査報酬 | 間接 | ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用 |
| 売買委託手数料 | 間接 | 有価証券等を売買する際に発生する費用 |
| 保管費用 （カストディアン） | 間接 | 外国での資産の保管等に要する費用 |

上記は一般的な用語について説明したものです。

受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成28年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】**(1)【投資状況】**

ファンドの運用は、平成28年4月13日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

(2)【投資資産】

ファンドの運用は、平成28年4月13日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

(3)【運用実績】

ファンドの運用は、平成28年4月13日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

ファンドの運用は、平成28年4月13日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

[参考情報]



運用実績

■基準価額・純資産の推移

ファンドの運用は、2016年4月13日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■分配の推移

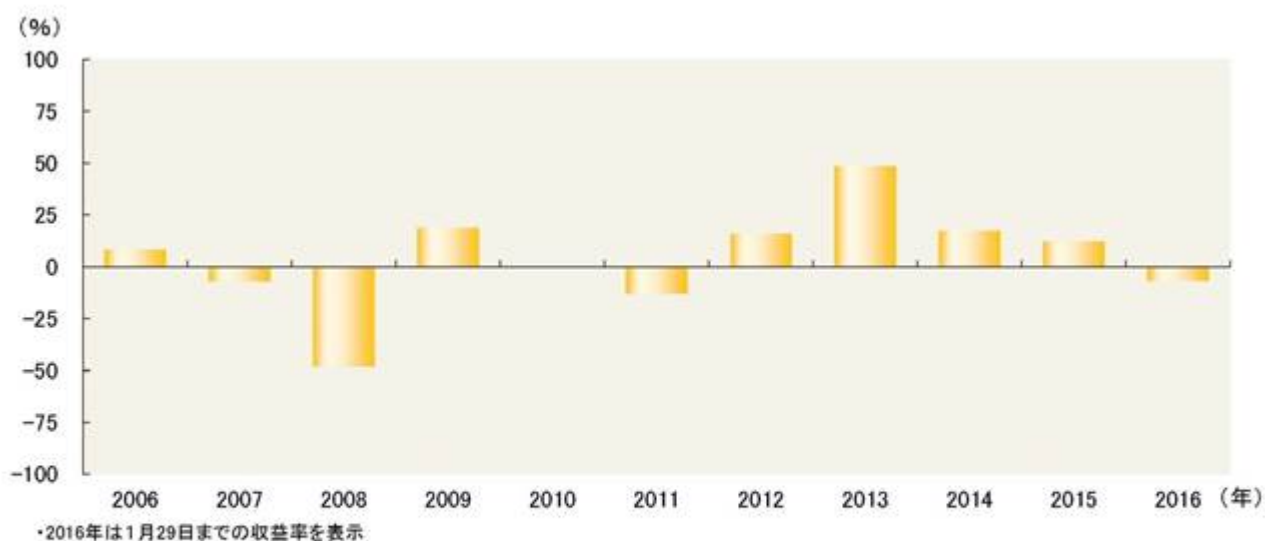
ファンドの運用は、2016年4月13日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■主要な資産の状況

ファンドの運用は、2016年4月13日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■年間収益率の推移

ファンドの運用は、2016年4月13日より開始する予定であり、以下はベンチマークの年間収益率です。



- ・ ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・ ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

| | |
|----------------|---|
| 申込みの受付 | 原則として、いつでも申込みができます。 |
| 申込単位 | 販売会社が定める単位 |
| 申込価額 | 当初自己設定：1口当たり1円 継続募集期間：申込受付日の基準価額 |
| 申込価額の算出頻度 | 原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。 |
| 申込単位・申込価額の照会方法 | 申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/ |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 申込方法 | 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。 |
| 申込受付時間 | 原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 |
| その他 | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。 また、信託金の限度額に達しない場合でも、当ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。 |

2【換金（解約）手続等】

| | |
|-----------|---|
| 解約の受付 | 原則として、いつでも解約の請求ができます。 |
| 解約単位 | 販売会社が定める単位 |
| 解約価額 | 解約請求受付日の基準価額 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 解約価額の算出頻度 | 原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。 |
| 解約価額の照会方法 | 解約価額は、販売会社にてご確認ください。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/ |

| | |
|----------|--|
| 支払開始日 | 原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。 |
| 解約請求受付時間 | 原則、午後3時までに受け付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 |
| その他 | 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。 |

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

| | |
|-----------|---|
| 基準価額の算出方法 | <p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数</p> <p>なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。</p> <p>(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>(主な評価方法)</p> <p>マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。</p> <p>株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。</p> <p>公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。</p> <p>外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。</p> <p>外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。</p> |
| 基準価額の算出頻度 | 原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。 |
| 基準価額の照会方法 | <p>基準価額は、販売会社にてご確認ください。</p> <p>また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。</p> <p>なお、下記においてもご照会いただけます。</p> <p>三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/</p> |

(2)【保管】

| | |
|---------|-------------|
| 受益証券の保管 | 該当事項はありません。 |
|---------|-------------|

(3) 【信託期間】

| | |
|------|---|
| 信託期間 | 平成28年4月13日から平成38年1月26日 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。 |
|------|---|

(4) 【計算期間】

| | |
|------|---|
| 計算期間 | 原則として、毎年1月27日から翌年1月26日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成28年4月13日から平成29年1月26日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。 |
|------|---|

(5) 【その他】

| | |
|------------------|--|
| ファンドの償還条件等 | 委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 |
| 信託約款の変更等 | 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。 |
| ファンドの償還等に関する開示方法 | 委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。 |
| 反対者の買取請求権 | 委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。 |

| | |
|-----------------------|--|
| 関係法人との契約の更改 | 委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。 |
| 運用報告書 | 委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。 |
| 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い | 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。 |
| 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い | 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。 |
| 信託事務処理の再信託 | 受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。 |
| 公告 | 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。 |

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

| | |
|--------------|--|
| 収益分配金に対する請求権 | 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。 |
| 償還金に対する請求権 | 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 |
| 換金（解約）請求権 | 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。） |

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、平成28年4月13日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドの会計監査は、委託会社の指定する監査法人が行います。監査証明を受けたファンドの財務諸表は、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところによります。

また、監査証明を受けたファンドの中間財務諸表は、半期報告書に記載されます。

委託会社は、信託財産に係る中間財務諸表の作成にあたっては、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところによります。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成28年1月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成28年1月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類 | 本数 (本) | 純資産総額 (百万円) |
|------------|-----------|----------------|
| 追加型株式投資信託 | 758 | 10,040,127 |
| 追加型公社債投資信託 | 21 | 1,579,152 |
| 単位型株式投資信託 | 55 | 603,606 |
| 単位型公社債投資信託 | 4 | 87,378 |
| 合計 | 838 | 12,310,263 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度に係る中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

三菱UFJ投信株式会社は、平成27年7月1日をもって、国際投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更いたしました。

当社の財務諸表に引き続き、合併非存続会社である国際投信投資顧問株式会社の第18期事業年度の財務諸表を参考として添付しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第29期 (平成26年3月31日現在) | | 第30期 (平成27年3月31日現在) | |
|-----------------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| (資産の部) | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | 2 | 33,576,940 | 2 | 36,357,893 |
| 有価証券 | | 120,983 | | 22,882 |
| 前払費用 | | 166,599 | | 176,701 |
| 未収入金 | | 168,410 | | 23,936 |
| 未収委託者報酬 | | 6,895,748 | | 9,228,869 |
| 未収収益 | 2 | 64,325 | 2 | 319,107 |
| 繰延税金資産 | | 399,128 | | 403,942 |
| 金銭の信託 | 2 | 30,000 | 2 | 30,000 |
| その他 | | 111,434 | | 67,760 |
| 流動資産合計 | | 41,533,570 | | 46,631,094 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 1 | 254,682 | 1 | 248,246 |
| 器具備品 | 1 | 178,962 | 1 | 168,129 |
| 土地 | | 1,205,031 | | 1,205,031 |
| 有形固定資産合計 | | 1,638,676 | | 1,621,408 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 電話加入権 | | 15,822 | | 15,822 |
| ソフトウェア | | 1,147,522 | | 1,026,791 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 105,254 | | 156,784 |
| 無形固定資産合計 | | 1,268,599 | | 1,199,398 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 19,370,921 | | 22,358,170 |
| 関係会社株式 | | 320,136 | | 320,136 |
| 長期差入保証金 | 2 | 813,838 | 2 | 1,477,422 |
| その他 | | 15,035 | | 15,035 |
| 投資その他の資産合計 | | 20,519,931 | | 24,170,765 |
| 固定資産合計 | | 23,427,207 | | 26,991,572 |
| 資産合計 | | 64,960,778 | | 73,622,666 |

| | 第29期 (平成26年3月31日現在) | 第30期 (平成27年3月31日現在) |
|----------------|------------------------|------------------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 270,374 | 133,735 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 62,872 | 91,148 |
| 未払償還金 | 927,297 | 842,143 |
| 未払手数料 | 2 2,914,613 | 2 4,058,921 |
| その他未払金 | 56,199 | 2 1,870,235 |
| 未払費用 | 2 1,623,932 | 2 2,601,694 |
| 未払消費税等 | 266,187 | 821,991 |
| 未払法人税等 | 2,228,949 | 978,570 |
| 賞与引当金 | 585,962 | 531,214 |
| その他 | 383,684 | 474,361 |
| 流動負債合計 | 9,320,074 | 12,404,016 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 154,690 | 72,860 |
| 役員退職慰労引当金 | 63,000 | 54,457 |
| 時効後支払損引当金 | 226,128 | 179,272 |
| 繰延税金負債 | 253,904 | 521,091 |
| 固定負債合計 | 697,725 | 827,682 |
| 負債合計 | 10,017,799 | 13,231,698 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,131 | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 222,096 | 222,096 |
| 資本剰余金合計 | 222,096 | 222,096 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 342,589 | 342,589 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 6,998,000 | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | 43,710,993 | 48,527,422 |
| 利益剰余金合計 | 51,051,583 | 55,868,012 |
| 株主資本合計 | 53,273,811 | 58,090,240 |

| | 第29期 (平成26年3月31日現在) | 第30期 (平成27年3月31日現在) |
|------------|------------------------|------------------------|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券 | 1,669,167 | 2,300,727 |
| 評価差額金 | | |
| 評価・換算差額等合計 | 1,669,167 | 2,300,727 |
| 純資産合計 | 54,942,978 | 60,390,967 |
| 負債純資産合計 | 64,960,778 | 73,622,666 |

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | | 第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | |
|-------------|---------------------------------------|------------|---------------------------------------|------------|
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 53,423,757 | | 55,991,189 |
| 投資顧問料 | | 139,837 | | 977,515 |
| その他営業収益 | | 99,673 | | 64,153 |
| 営業収益合計 | | 53,663,268 | | 57,032,858 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 2 | 21,905,982 | 2 | 23,818,405 |
| 広告宣伝費 | | 694,552 | | 535,944 |
| 公告費 | | 1,062 | | 159 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | | 977,602 | | 1,033,649 |
| 委託調査費 | | 11,329,088 | | 11,249,449 |
| 事務委託費 | | 263,721 | | 384,717 |
| 営業雑経費 | | | | |
| 通信費 | | 97,901 | | 96,330 |
| 印刷費 | | 510,065 | | 501,608 |
| 協会費 | | 40,060 | | 37,491 |
| 諸会費 | | 7,806 | | 7,500 |
| 事務機器関連費 | | 1,041,363 | | 1,106,507 |
| その他営業雑経費 | | 12,477 | | 25,589 |
| 営業費用合計 | | 36,881,683 | | 38,797,354 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | | | |
| 役員報酬 | | 205,947 | | 217,230 |
| 給料・手当 | | 3,814,639 | | 3,861,536 |
| 賞与引当金繰入 | | 585,962 | | 531,214 |
| 福利厚生費 | | 603,032 | | 624,046 |
| 交際費 | | 21,433 | | 19,399 |
| 旅費交通費 | | 143,037 | | 144,427 |
| 租税公課 | | 123,549 | | 151,546 |
| 不動産賃借料 | | 692,573 | | 695,761 |
| 退職給付費用 | | 256,292 | | 131,361 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 20,252 | | 27,418 |
| 固定資産減価償却費 | | 467,545 | | 502,450 |
| 諸経費 | | 300,280 | | 350,379 |
| 一般管理費合計 | | 7,234,545 | | 7,256,773 |
| 営業利益 | | 9,547,039 | | 10,978,730 |

| | 第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | | 第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | |
|--------------|---------------------------------------|------------|---------------------------------------|------------|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 287,886 | | 338,814 |
| 有価証券利息 | 2 | 3,249 | 2 | 885 |
| 受取利息 | 2 | 19,503 | 2 | 14,761 |
| 投資有価証券償還益 | | 1,862 | | 661,460 |
| 収益分配金等時効完成分 | | 64,449 | | 91,184 |
| その他 | | 2,886 | | 39,204 |
| 営業外収益合計 | | 379,836 | | 1,146,311 |
| 営業外費用 | | | | |
| 投資有価証券償還損 | | 57 | | |
| 時効後支払損引当金繰入 | | 49,112 | | |
| 事務過誤費 | | 1,389 | | 12,183 |
| その他 | | 4,097 | | 948 |
| 営業外費用合計 | | 54,656 | | 13,132 |
| 経常利益 | | 9,872,219 | | 12,111,909 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 767,140 | | 822,382 |
| 特別利益合計 | | 767,140 | | 822,382 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 49,266 | | 16,139 |
| 投資有価証券評価損 | | | | 46,720 |
| 固定資産除却損 | 1 | 466 | 1 | 27,530 |
| 合併関連費用 | | | | 24,938 |
| 特別損失合計 | | 49,732 | | 115,327 |
| 税引前当期純利益 | | 10,589,626 | | 12,818,964 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 3,847,871 | | 4,549,367 |
| 法人税等調整額 | | 11,641 | | 70,070 |
| 法人税等合計 | | 3,859,512 | | 4,619,438 |
| 当期純利益 | | 6,730,113 | | 8,199,525 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 ）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益 準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | 株主資本合計 |
| | | 資本 準備金 | 資本 剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 222,096 | 222,096 | 342,589 | 6,998,000 | 39,686,216 | 47,026,806 | 49,249,033 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 2,705,336 | 2,705,336 | 2,705,336 |
| 当期純利益 | | | | | | 6,730,113 | 6,730,113 | 6,730,113 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | | 4,024,777 | 4,024,777 | 4,024,777 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 222,096 | 222,096 | 342,589 | 6,998,000 | 43,710,993 | 51,051,583 | 53,273,811 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,797,355 | 1,797,355 | 51,046,388 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 2,705,336 |
| 当期純利益 | | | 6,730,113 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | 128,187 | 128,187 | 128,187 |
| 当期変動額合計 | 128,187 | 128,187 | 3,896,589 |
| 当期末残高 | 1,669,167 | 1,669,167 | 54,942,978 |

第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日 ）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|-----------|---------|---------|---------|-----------|------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 222,096 | 222,096 | 342,589 | 6,998,000 | 43,710,993 | 51,051,583 | 53,273,811 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | 7,631 | 7,631 | 7,631 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,000,131 | 222,096 | 222,096 | 342,589 | 6,998,000 | 43,703,362 | 51,043,952 | 53,266,179 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 3,375,465 | 3,375,465 | 3,375,465 |
| 当期純利益 | | | | | | 8,199,525 | 8,199,525 | 8,199,525 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | | 4,824,060 | 4,824,060 | 4,824,060 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 222,096 | 222,096 | 342,589 | 6,998,000 | 48,527,422 | 55,868,012 | 58,090,240 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,669,167 | 1,669,167 | 54,942,978 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 7,631 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 1,669,167 | 1,669,167 | 54,935,347 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 3,375,465 |
| 当期純利益 | | | 8,199,525 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 631,560 | 631,560 | 631,560 |
| 当期変動額合計 | 631,560 | 631,560 | 5,455,620 |
| 当期末残高 | 2,300,727 | 2,300,727 | 60,390,967 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生年度の翌事業年度より一括費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の繰延税金資産は4,225千円増加し、退職給付引当金は11,857千円増加し、繰越利益剰余金は7,631千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3,707千円増加しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は42.26円減少し、1株当たり当期純利益金額は、19.22円増加しております。

（貸借対照表関係）

1.有形固定資産の減価償却累計額

| | 第29期 (平成26年3月31日現在) | 第30期 (平成27年3月31日現在) |
|------|------------------------|------------------------|
| 建物 | 258,119千円 | 281,481千円 |
| 器具備品 | 374,405千円 | 433,077千円 |

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第29期 (平成26年3月31日現在) | 第30期 (平成27年3月31日現在) |
|---------|------------------------|------------------------|
| 預金 | 30,782,482千円 | 33,450,301千円 |
| 未収収益 | 34,750千円 | 27,125千円 |
| 金銭の信託 | 30,000千円 | 30,000千円 |
| 長期差入保証金 | 804,456千円 | 792,370千円 |
| 未払手数料 | 1,802,448千円 | 2,894,875千円 |
| その他未払金 | - | 1,731,659千円 |
| 未払費用 | 171,067千円 | 244,325千円 |

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

| | 第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 器具備品 | 466千円 | 0千円 |
| ソフトウェア | | 27,530千円 |
| 計 | 466千円 | 27,530千円 |

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 支払手数料 | 11,642,746千円 | 12,949,353千円 |
| 有価証券利息 | 2,051千円 | 224千円 |
| 受取利息 | 19,503千円 | 14,761千円 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,895,803千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 124,098 | - | - | 124,098 |
| 合計 | 124,098 | - | - | 124,098 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 2,705,336千円 |
| 1株当たり配当額 | 21,800円 |
| 基準日 | 平成25年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年6月25日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 3,375,465千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 27,200円 |
| 基準日 | 平成26年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成26年6月30日 |

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 124,098 | - | - | 124,098 |
| 合計 | 124,098 | - | - | 124,098 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 3,375,465千円 |
| 1株当たり配当額 | 27,200円 |
| 基準日 | 平成26年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成26年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月30日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり決議する予定であります。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 4,107,643千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 33,100円 |
| 基準日 | 平成27年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成27年6月30日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第29期（平成26年3月31日現在）

| | 貸借対照表 計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 33,576,940 | 33,576,940 | - |
| (2) 有価証券 | 120,983 | 120,983 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 6,895,748 | 6,895,748 | - |
| (4) 投資有価証券 | 19,332,021 | 19,332,021 | - |
| 資産計 | 59,925,694 | 59,925,694 | - |
| (1) 未払手数料 | 2,914,613 | 2,914,613 | - |
| (2) 未払法人税等 | 2,228,949 | 2,228,949 | - |
| 負債計 | 5,143,563 | 5,143,563 | - |

第30期（平成27年3月31日現在）

| | 貸借対照表 計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 36,357,893 | 36,357,893 | - |
| (2) 有価証券 | 22,882 | 22,882 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 9,228,869 | 9,228,869 | - |
| (4) 投資有価証券 | 22,319,270 | 22,319,270 | - |
| 資産計 | 67,928,915 | 67,928,915 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,058,921 | 4,058,921 | - |
| 負債計 | 4,058,921 | 4,058,921 | - |

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

| 区分 | 第29期 (平成26年3月31日現在) | 第30期 (平成27年3月31日現在) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 非上場株式 | 38,900 | 38,900 |
| 子会社株式 | 160,600 | 160,600 |
| 関連会社株式 | 159,536 | 159,536 |

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第29期(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|-----------|
| 現金及び預金 | 33,576,940 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 6,895,748 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 120,983 | 3,103,140 | 6,128,025 | 1,408,595 |
| 合計 | 40,593,672 | 3,103,140 | 6,128,025 | 1,408,595 |

第30期(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|-------|
| 現金及び預金 | 36,357,893 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 9,228,869 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 22,882 | 5,289,067 | 8,651,010 | 2,275 |
| 合計 | 45,609,645 | 5,289,067 | 8,651,010 | 2,275 |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第29期（平成26年3月31日現在）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|------------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 16,263,940 | 13,940,367 | 2,323,572 |
| | 小計 | 16,263,940 | 13,940,367 | 2,323,572 |
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 3,189,065 | 3,212,015 | 22,950 |
| | 小計 | 3,189,065 | 3,212,015 | 22,950 |
| 合計 | | 19,453,005 | 17,152,382 | 2,300,622 |

第30期（平成27年3月31日現在）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|------------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 18,166,008 | 14,990,554 | 3,175,453 |
| | 小計 | 18,166,008 | 14,990,554 | 3,175,453 |
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 4,176,144 | 4,222,888 | 46,743 |
| | 小計 | 4,176,144 | 4,222,888 | 46,743 |
| 合計 | | 22,342,152 | 19,213,442 | 3,128,710 |

3. 売却したその他有価証券

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 3,836,955 | 767,140 | 49,266 |
| 合計 | 3,836,955 | 767,140 | 49,266 |

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 6,350,253 | 822,382 | 16,139 |
| 合計 | 6,350,253 | 822,382 | 16,139 |

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について46,720千円（その他有価証券のその他46,720千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（デリバティブ取引関係）

重要な取引はありません。

（退職給付関係）

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 第29期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日） | 第30期 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 382,988 千円 | 325,496 千円 |
| 勤務費用 | 425 | 880 |
| 利息費用 | 5,724 | 971 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 432 | 652 |
| 退職給付の支払額 | 75,066 | 64,524 |
| 退職給付債務の期末残高 | 313,639 | 263,476 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 第29期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日） | 第30期 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 年金資産の期首残高 | 143,462 千円 | 163,205 千円 |
| 期待運用収益 | 2,151 | 2,448 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 3,824 | 6,477 |
| 事業主からの拠出額 | 88,833 | 88,833 |
| 退職給付の支払額 | 75,066 | 64,524 |
| 年金資産の期末残高 | 163,205 | 196,439 |

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | 第29期 (平成26年3月31日現在) | 第30期 (平成27年3月31日現在) |
|---------------------|------------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 311,889 千円 | 260,846 千円 |
| 年金資産 | 163,205 | 196,439 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 148,683 | 64,406 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,750 | 2,630 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 4,257 | 5,824 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 154,690 | 72,860 |
| 退職給付引当金 | 154,690 | 72,860 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 154,690 | 72,860 |

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 第29期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) | 第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) |
|-----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 勤務費用 | 425 千円 | 880 千円 |
| 利息費用 | 5,724 | 971 |
| 期待運用収益 | 2,151 | 2,448 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 119,749 | 4,257 |
| その他 | 25,147 | 24,509 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 148,895 | 19,655 |

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 第29期 (平成26年3月31日現在) | 第30期 (平成27年3月31日現在) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 債券 | 31.1 % | 38.3 % |
| 株式 | 13.1 | 14.9 |
| その他 | 55.8 | 46.8 |
| 合計 | 100 | 100 |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
主要な数理計算上の計算基礎

| | 第29期 (平成26年3月31日現在) | 第30期 (平成27年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 割引率 | 1.5% | 0.2% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5% | 1.5% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度は107,397千円、当事業年度は111,706千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第29期 (平成26年3月31日現在) | 第30期 (平成27年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 527,037 千円 | 466,806 千円 |
| 投資有価証券評価損 | 42,394 | 18,586 |
| ゴルフ会員権評価損 | 8,505 | 7,717 |
| 未払事業税 | 154,726 | 197,017 |
| 賞与引当金 | 208,836 | 175,831 |
| 役員退職慰労引当金 | 22,453 | 17,611 |
| 退職給付引当金 | 55,131 | 24,096 |
| 減価償却超過額 | 10,659 | 8,993 |
| 委託者報酬 | 136,745 | 153,408 |
| 長期差入保証金 | 30,510 | 31,593 |
| 時効後支払損引当金 | 80,592 | 57,976 |
| その他 | 41,232 | 37,427 |
| 繰延税金資産 小計 | 1,318,825 | 1,197,069 |
| 評価性引当額 | 542,145 | 486,235 |
| 繰延税金資産 合計 | 776,680 | 710,834 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 631,455 | 827,982 |
| その他 | 1 | - |
| 繰延税金負債 合計 | 631,456 | 827,982 |
| 繰延税金資産の純額 | 145,223 | 117,148 |

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は前事業年度の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は23,125千円減少し、法人税等調整額が61,362千円、その他有価証券評価差額金が84,488千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）及び第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）及び第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、
記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 | |
|------|--------------|---------|------------------|-------------|------------------------|-------------------------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|------------------|
| 親会社 | 三菱UFJ信託銀行(株) | 東京都千代田区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 被所有 直接 50.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 4,507,475 千円 | 未払手数料 | 476,882 千円 | |
| | | | | | | | 事務所の賃借 | 671,086 千円 | 長期差入保証金 | 799,941 千円 | |
| | | | | | | | 投資の助言 | 190,144 千円 | 未払費用 | 99,131 千円 | |
| 主要株主 | (株)三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958 百万円 | 銀行業 | 被所有 直接 25.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 7,135,270 千円 | 未払手数料 | 1,325,565 千円 | |
| | | | | | | | 取引銀行 | 譲渡性預金の預入 | 14,000,000 千円 | | |
| | | | | | | | | 譲渡性預金に係る受取利息 | 2,051 千円 | | |
| | | | | | | | | マルチコーラブル預金の預入 | 6,500,000 千円 | 現金及び預金 | 10,000,000 千円 |
| | | | | | | | | マルチコーラブル預金に係る受取利息 | 16,775 千円 | 未収収益 | 646 千円 |

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|------|----------------------|---------|------------------|---------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------|-----------------|---------|-----------------|
| 親会社 | (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有 直接 25.0% 間接 75.0% | 連結納税 | 連結納税に伴う支払 | 2,895,803 千円 | その他未払金 | 1,731,659 千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ信託銀行(株) | 東京都千代田区 | 324,279 百万円 | 信託業、銀行業 | 被所有 直接 50.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 4,974,381 千円 | 未払手数料 | 670,653 千円 |
| | | | | | | 事務所の賃借 | 事務所賃借料 | 671,086 千円 | 長期差入保証金 | 787,856 千円 |
| | | | | | | 投資の助言 | 投資助言料 | 260,044 千円 | 未払費用 | 158,208 千円 |
| 主要株主 | (株)三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958 百万円 | 銀行業 | 被所有 直接 25.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 7,974,972 千円 | 未払手数料 | 2,224,222 千円 |
| | | | | | | 取引銀行 | 譲渡性預金の預入 | 3,000,000 千円 | | |
| | | | | | | | 譲渡性預金に係る受取利息 | 224 千円 | | |
| | | | | | | | マルチコーラブル預金の預入 | 9,000,000 千円 | 現金及び預金 | 9,000,000 千円 |
| | | | | | | | マルチコーラブル預金に係る受取利息 | 10,710 千円 | 未収収益 | 247 千円 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|--------------------------|---------|---------------|-------|----------------|-------------------------------|-------------------|-----------------|-------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株) | 東京都千代田区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 3,638,642 千円 | 未払手数料 | 544,991 千円 |

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|--------------------------|---------|---------------|-------|----------------|-------------------------------|-------------------|-----------------|-------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株) | 東京都千代田区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 4,305,212 千円 | 未払手数料 | 483,155 千円 |

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

| | 第29期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日） | 第30期 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 442,738.63円 | 486,639.33円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 54,232.25円 | 66,072.98円 |

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第29期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日） | 第30期 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） |
|--------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益金額（千円） | 6,730,113 | 8,199,525 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 6,730,113 | 8,199,525 |
| 期中平均株式数（株） | 124,098 | 124,098 |

（重要な後発事象）

共通支配下の取引等

当社は、平成27年4月30日開催の取締役会において、国際投信投資顧問株式会社と合併契約を締結することを決議し、同日、合併の効力発生日を平成27年7月1日とする合併契約を締結いたしました。当該合併の効力は、平成27年6月30日開催の定時株主総会における承認を経て発生する予定です。

(1) 取引の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 国際投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

企業結合日

平成27年7月1日

企業結合の法的形式

三菱UFJ投信株式会社を吸収合併存続会社、国際投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

三菱UFJ国際投信株式会社

企業結合の目的

両投信会社の商品・販売チャネルの補完性を活かすとともに、更なる運用力の強化と経営の効率化を図り、お客様の中長期の資産形成に資する、より良質で付加価値の高い資産運用サービスを提供できる体制を構築することを目的としております。

(2) 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

| 第31期中間会計期間 (平成27年9月30日現在) | |
|------------------------------|-------------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 72,009,092 |
| 有価証券 | 1,753,659 |
| 前払費用 | 294,593 |
| 未収入金 | 73,788 |
| 未収委託者報酬 | 11,573,543 |
| 未収収益 | 611,458 |
| 繰延税金資産 | 622,806 |
| 金銭の信託 | 30,000 |
| その他 | 336,109 |
| 流動資産合計 | 87,305,053 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物 | 1 877,930 |
| 器具備品 | 1 834,648 |
| 土地 | 1,356,000 |
| 有形固定資産合計 | 3,068,578 |
| 無形固定資産 | |
| 電話加入権 | 15,822 |
| ソフトウェア | 2,008,755 |
| ソフトウェア仮勘定 | 255,597 |
| その他 | 102 |
| 無形固定資産合計 | 2,280,277 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 26,388,984 |
| 関係会社株式 | 320,136 |
| 長期差入保証金 | 697,763 |
| 前払年金費用 | 470,903 |
| 繰延税金資産 | 858,800 |
| その他 | 99,900 |
| 貸倒引当金 | 70,800 |
| 投資その他の資産合計 | 28,765,688 |
| 固定資産合計 | 34,114,544 |
| 資産合計 | 121,419,598 |

(単位：千円)

第31期中間会計期間
(平成27年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

| | | |
|---------|---|-------------------|
| 預り金 | | 143,835 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | | 93,879 |
| 未払償還金 | | 823,662 |
| 未払手数料 | | 5,006,466 |
| その他未払金 | | 2,010,137 |
| 未払費用 | | 3,555,413 |
| 未払消費税等 | 2 | 396,594 |
| 未払法人税等 | | 864,983 |
| 賞与引当金 | | 932,175 |
| その他 | | 565,777 |
| 流動負債合計 | | <u>14,392,925</u> |

固定負債

| | | |
|-----------|--|----------------|
| 退職給付引当金 | | 562,020 |
| 役員退職慰労引当金 | | 150,706 |
| 時効後支払損引当金 | | 222,951 |
| 固定負債合計 | | <u>935,678</u> |

負債合計

15,328,604

(純資産の部)

株主資本

| | | |
|----------|--|-------------------|
| 資本金 | | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 3,572,096 |
| その他資本剰余金 | | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計 | | <u>44,732,712</u> |

利益剰余金

| | | |
|----------|--|-------------------|
| 利益準備金 | | 342,589 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | | 50,805,407 |
| 利益剰余金合計 | | <u>58,145,996</u> |

株主資本合計

104,878,840

(単位：千円)

第31期中間会計期間
(平成27年9月30日現在)

| | |
|------------------|-------------|
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券 評価差額金 | 1,222,964 |
| 繰延ヘッジ損益 | 10,811 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,212,152 |
| 純資産合計 | 106,090,993 |
| 負債純資産合計 | 121,419,598 |

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

| 第31期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日) | |
|---|------------|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 37,657,798 |
| 投資顧問料 | 1,003,172 |
| その他営業収益 | 20,770 |
| 営業収益合計 | 38,681,741 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 16,093,305 |
| 広告宣伝費 | 317,241 |
| 調査費 | |
| 調査費 | 700,375 |
| 委託調査費 | 6,849,721 |
| 事務委託費 | 298,518 |
| 営業雑経費 | |
| 通信費 | 42,683 |
| 印刷費 | 326,000 |
| 協会費 | 23,296 |
| 諸会費 | 3,941 |
| 事務機器関連費 | 796,558 |
| その他営業雑経費 | 20,742 |
| 営業費用合計 | 25,472,385 |
| 一般管理費 | |
| 給料 | |
| 役員報酬 | 128,737 |
| 給料・手当 | 2,329,933 |
| 賞与引当金繰入 | 765,000 |
| 福利厚生費 | 469,884 |
| 交際費 | 7,288 |
| 旅費交通費 | 84,653 |
| 租税公課 | 130,153 |
| 不動産賃借料 | 431,752 |
| 退職給付費用 | 127,445 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 18,286 |
| 固定資産減価償却費 | 1 495,988 |
| 諸経費 | 190,320 |
| 一般管理費合計 | 5,179,442 |
| 営業利益 | 8,029,913 |

(単位：千円)

| 第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日) | |
|---|-----------|
| 営業外収益 | |
| 受取配当金 | 127,635 |
| 有価証券利息 | 258 |
| 受取利息 | 5,966 |
| 収益分配金等時効完成分 | 70,268 |
| その他 | 8,257 |
| 営業外収益合計 | 212,386 |
| 営業外費用 | |
| 投資有価証券償還損 | 379 |
| 時効後支払損引当金繰入 | 55,335 |
| その他 | 1,997 |
| 営業外費用合計 | 57,712 |
| 経常利益 | 8,184,587 |
| 特別利益 | |
| 投資有価証券売却益 | 368,437 |
| 特別利益合計 | 368,437 |
| 特別損失 | |
| 投資有価証券売却損 | 13,781 |
| 有価証券評価損 | 67,284 |
| 投資有価証券評価損 | 15,246 |
| 減損損失 | 2 42,073 |
| 合併関連費用 | 496,644 |
| 特別損失合計 | 635,029 |
| 税引前中間純利益 | 7,917,995 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,705,257 |
| 法人税等調整額 | 1,172,890 |
| 法人税等合計 | 1,532,366 |
| 中間純利益 | 6,385,628 |

(3)中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日 ）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 |
|-----------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| | | | | | | | | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 222,096 | | 222,096 | 342,589 | 6,998,000 | 48,527,422 | 55,868,012 | 58,090,240 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 4,107,643 | 4,107,643 | 4,107,643 |
| 中間純利益 | | | | | | | 6,385,628 | 6,385,628 | 6,385,628 |
| 合併による増加 | | 3,350,000 | 41,160,616 | 44,510,616 | | | | | 44,510,616 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | | 3,350,000 | 41,160,616 | 44,510,616 | | | 2,277,984 | 2,277,984 | 46,788,600 |
| 当中間期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 50,805,407 | 58,145,996 | 104,878,840 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-----------------------|--------------|---------|------------|-------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 2,300,727 | | 2,300,727 | 60,390,967 |
| 当中間期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 4,107,643 |
| 中間純利益 | | | | 6,385,628 |
| 合併による増加 | 903,495 | 148,745 | 754,749 | 45,265,365 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 1,981,258 | 137,934 | 1,843,324 | 1,843,324 |
| 当中間期変動額合計 | 1,077,763 | 10,811 | 1,088,574 | 45,700,025 |
| 当中間期末残高 | 1,222,964 | 10,811 | 1,212,152 | 106,090,993 |

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|--------|
| 建物 | 5年～50年 |
| 器具備品 | 2年～20年 |
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - (5) 時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段...株式指数先物
ヘッジ対象...投資有価証券
 - (3) ヘッジ方針
株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。
 - (4) ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| 第31期中間会計期間 (平成27年9月30日現在) | |
|------------------------------|-----------|
| 建物 | 428,597千円 |
| 器具備品 | 810,435千円 |

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

| 第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日) | |
|---|-----------|
| 有形固定資産 | 157,519千円 |
| 無形固定資産 | 338,469千円 |

2 減損損失

当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|-------------|-----------|------|----------|
| 静岡県裾野市 | 遊休資産（不動産） | 土地 | 35,031千円 |
| 東京都千代田区（本社） | 遊休資産（美術品） | 器具備品 | 7,041千円 |

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当中間会計期間において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定評価額、美術品については外部鑑定評価額により評価しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第31期中間会計期間（自平成27年4月1日至平成27年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当中間会計期間 増加株式数（株） | 当中間会計期間 減少株式数（株） | 当中間会計期間末 株式数（株） |
|---------|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式（注） | 124,098 | 87,483 | - | 211,581 |
| 合計 | 124,098 | 87,483 | - | 211,581 |

（注）普通株式の発行済株式総数の増加は、平成27年7月1日に、国際投信投資顧問株式会社との間で吸収合併方式による経営統合を行ない、同社の普通株式1株に対して当社の普通株式10.0497株を交付したことによる増加であります。

2. 配当に関する事項

平成27年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 4,107,643千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 33,100円 |
| 基準日 | 平成27年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成27年6月30日 |

（リース取引関係）

第31期中間会計期間(平成27年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | |
|-----|-------------|
| 1年内 | 678,116千円 |
| 1年超 | 2,990,874千円 |
| 合計 | 3,668,990千円 |

（金融商品関係）

第31期中間会計期間(平成27年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

| | 中間貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|-------------|----------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 72,009,092 | 72,009,092 | - |
| (2) 有価証券 | 1,753,659 | 1,753,659 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 11,573,543 | 11,573,543 | - |
| (4) 投資有価証券 | 26,220,254 | 26,220,254 | - |
| 資産計 | 111,556,549 | 111,556,549 | - |
| (1) 未払手数料 | 5,006,466 | 5,006,466 | - |
| 負債計 | 5,006,466 | 5,006,466 | - |
| デリバティブ取引() | 17,992 | 17,992 | - |

()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額168,730千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第31期中間会計期間（平成27年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額（千円） | 取得原価 （千円） | 差額（千円） |
|------------------------|-----|--------------------|--------------|-----------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 130,126 | 30,541 | 99,584 |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 17,387,361 | 15,125,296 | 2,262,064 |
| | 小計 | 17,517,488 | 15,155,838 | 2,361,649 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 10,456,424 | 11,013,855 | 557,430 |
| | 小計 | 10,456,424 | 11,013,855 | 557,430 |
| 合計 | | 27,973,913 | 26,169,694 | 1,804,218 |

（注1）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券について、当中間会計期間において82,530千円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（注2）非上場株式（中間貸借対照表計上額168,730千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
重要な取引はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（単位：千円）

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち 1年超 | 時価 |
|----------|----------------|---------|-----------|----------------|--------|
| 原則的処理方法 | 株式指数先物取引 売建 | 投資有価証券 | 1,003,132 | - | 17,992 |
| 合計 | | | 1,003,132 | - | 17,992 |

（注）時価の算定方法

大阪取引所が定める清算指数によっております。

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等

当社は、平成27年6月30日開催の定時株主総会における承認を経て、国際投信投資顧問株式会社と合併いたしました。

（1）取引の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 国際投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

企業結合日

平成27年7月1日

企業結合の法的形式

三菱UFJ投信株式会社を吸収合併存続会社、国際投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

三菱UFJ国際投信株式会社

企業結合の目的

両投信会社の商品・販売チャネルの補完性を活かすとともに、更なる運用力の強化と経営の効率化を図り、お客様の中長期の資産形成に資する、より良質で付加価値の高い資産運用サービスを提供できる体制を構築することを目的としております。

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第31期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第31期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第31期中間会計期間 (平成27年9月30日現在) |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 501,420.23円 |
| (算定上の基礎) | |
| 純資産の部の合計額(千円) | 106,090,993 |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額(千円) | 106,090,993 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株) | 211,581 |

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日) |
|--------------------|---|
| 1株当たり中間純利益金額 | 37,991.93円 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額(千円) | 6,385,628 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 6,385,628 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 168,078 |

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりませ
ん。

(参考) 国際投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、国際投信投資顧問株式会社を「当社」という。

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月30日

国際投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年4月30日に三菱UFJ投信株式会社と合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1)貸借対照表

| 区分 | 注記 番号 | 第17期 (平成26年3月31日現在) | | 第18期 (平成27年3月31日現在) | |
|-----------|----------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| | | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 預金 | | | 3,954,210 | | 6,326,139 |
| 有価証券 | | | 20,259,251 | | 12,221,461 |
| 前払費用 | | | 72,804 | | 74,664 |
| 未収委託者報酬 | | | 2,977,222 | | 3,472,417 |
| 未収収益 | | | 232,197 | | 185,024 |
| 繰延税金資産 | | | 275,970 | | 356,506 |
| その他 | 1 | | 47,462 | | 94,375 |
| 流動資産計 | | | 27,819,119 | | 22,730,588 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 568,996 | | 423,895 |
| 建物 | 2 | 211,289 | | 70,370 | |
| 器具備品 | 2 | 171,707 | | 167,525 | |
| 土地 | | 186,000 | | 186,000 | |
| 無形固定資産 | | | 1,153,814 | | 1,268,125 |
| ソフトウェア | | 1,153,620 | | 1,216,565 | |
| ソフトウェア仮勘定 | | - | | 51,427 | |
| その他 | | 193 | | 132 | |
| 投資その他の資産 | | | 62,409,350 | | 45,376,287 |
| 投資有価証券 | 1 | 61,482,439 | | 44,588,082 | |
| 従業員貸付金 | | 4,095 | | 2,475 | |
| 長期差入保証金 | | 476,321 | | 350,058 | |
| 繰延税金資産 | | 195,987 | | - | |
| その他 | | 321,307 | | 506,470 | |
| 貸倒引当金 | | 70,800 | | 70,800 | |
| 固定資産計 | | | 64,132,161 | | 47,068,308 |
| 資産合計 | | | 91,951,280 | | 69,798,897 |

| 区分 | 注記 番号 | 第17期 (平成26年3月31日現在) | | 第18期 (平成27年3月31日現在) | |
|------------------|----------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| | | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 45,997 | | 150,430 |
| 未払金 | | | 1,556,991 | | 2,357,646 |
| 未払収益分配金 | | 977 | | 850 | |
| 未払償還金 | | 61,457 | | 59,668 | |
| 未払手数料 | | 1,253,078 | | 1,521,415 | |
| その他未払金 | | 241,477 | | 775,711 | |
| 未払費用 | | | 931,078 | | 1,091,231 |
| 未払法人税等 | | | 1,743,743 | | 1,626,371 |
| 賞与引当金 | | | 389,748 | | 424,992 |
| 役員賞与引当金 | | | 51,500 | | 42,600 |
| その他 | | | - | | 4,048 |
| 流動負債計 | | | 4,719,058 | | 5,697,319 |
| 固定負債 | | | | | |
| 時効後支払損引当金 | | | 1,622 | | 197 |
| 退職給付引当金 | | | 600,694 | | 602,458 |
| 役員退職慰労引当金 | | | 195,240 | | 143,410 |
| 繰延税金負債 | | | - | | 105,737 |
| 固定負債計 | | | 797,556 | | 851,802 |
| 負債合計 | | | 5,516,615 | | 6,549,121 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 2,680,000 | | 2,680,000 |
| 資本剰余金 | | | 670,000 | | 670,000 |
| 資本準備金 | | 670,000 | | 670,000 | |
| 利益剰余金 | | | 82,965,637 | | 87,954,771 |
| その他利益剰余金 | | 82,965,637 | | 87,954,771 | |
| 繰越利益剰余金 | | 82,965,637 | | 87,954,771 | |
| 自己株式 | | | 50,310 | | 28,629,561 |
| 株主資本合計 | | | 86,265,326 | | 62,675,209 |
| 評価・換算差額等 | | | | | |
| その他有価証券評 価差額金 | | | 169,338 | | 651,669 |
| 繰延ヘッジ損益 | | | - | | 77,103 |
| 評価・換算差額等合計 | | | 169,338 | | 574,565 |
| 純資産合計 | | | 86,434,665 | | 63,249,775 |
| 負債・純資産合計 | | | 91,951,280 | | 69,798,897 |

(2)損益計算書

| 区分 | 注記 番号 | 第17期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日 | | 第18期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日 | |
|-----------|----------|---|------------|---|------------|
| | | 金額（千円） | | 金額（千円） | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 36,005,743 | | 35,628,732 |
| 投資顧問料 | | | 797,798 | | 618,156 |
| 営業収益計 | | | 36,803,541 | | 36,246,888 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 14,353,026 | | 14,804,786 |
| 広告宣伝費 | | | 418,056 | | 121,935 |
| 公告費 | | | 5,369 | | 1,711 |
| 調査費 | | | 4,969,935 | | 5,119,269 |
| 調査費 | | 697,463 | | 726,745 | |
| 委託調査費 | | 4,272,471 | | 4,392,523 | |
| 委託計算費 | | | 405,651 | | 438,072 |
| 営業雑経費 | | | 673,061 | | 624,644 |
| 通信費 | | 120,866 | | 106,229 | |
| 印刷費 | | 519,008 | | 488,455 | |
| 協会費 | | 24,375 | | 21,965 | |
| 諸会費 | | 4,064 | | 3,718 | |
| 諸経費 | | 4,746 | | 4,275 | |
| 営業費用計 | | | 20,825,101 | | 21,110,418 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 3,358,976 | | 3,331,511 |
| 役員報酬 | | 222,474 | | 217,933 | |
| 給与・手当 | | 2,817,356 | | 2,800,715 | |
| 賞与 | | 319,145 | | 312,862 | |
| 賞与引当金繰入 | | | 380,988 | | 423,492 |
| 役員賞与引当金繰入 | | | 47,770 | | 35,098 |
| 福利厚生費 | | | 519,682 | | 523,204 |
| 交際費 | | | 35,169 | | 20,236 |
| 旅費交通費 | | | 219,798 | | 138,386 |
| 租税公課 | | | 95,459 | | 98,273 |

| 区分 | 注記 番号 | 第17期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 | | 第18期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日 | |
|------------------|----------|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-----------|
| | | 金額（千円） | | 金額（千円） | |
| 不動産賃借料 | | | 592,877 | | 605,279 |
| 退職給付費用 | | | 241,032 | | 220,937 |
| 役員退職慰労引当金 繰入 | | | 45,980 | | 48,390 |
| 固定資産減価償却費 | | | 587,330 | | 554,536 |
| 諸経費 | | | 1,579,964 | | 1,458,948 |
| 一般管理費計 | | | 7,705,029 | | 7,458,295 |
| 営業利益 | | | 8,273,410 | | 7,678,174 |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | | | 9,501 | | 9,113 |
| 有価証券利息 | | | 324,053 | | 292,920 |
| 受取利息 | | | 727 | | 1,180 |
| 投資有価証券償還益 | | | 20,932 | | 45,653 |
| 投資有価証券売却益 | | | 134,549 | | - |
| 時効成立分配金・償 還金 | | | 3,068 | | 2,005 |
| その他 | | | 25,662 | | 24,262 |
| 営業外収益計 | | | 518,494 | | 375,134 |
| 営業外費用 | | | | | |
| その他 | | | 2,595 | | 3,018 |
| 営業外費用計 | | | 2,595 | | 3,018 |
| 経常利益 | | | 8,789,309 | | 8,050,291 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券償還益 | 1 | | 226,404 | | - |
| 投資有価証券売却益 | 2 | | 121,800 | | 35,182 |
| 特別利益計 | | | 348,204 | | 35,182 |
| 特別損失 | | | | | |
| 合併関連費用 | | | - | | 287,083 |
| 投資有価証券売却損 | | | - | | 2,774 |
| 投資有価証券評価減 | | | 42,622 | | 7,767 |
| ゴルフ会員権評価減 | | | - | | 8,300 |
| 特別損失計 | | | 42,622 | | 305,925 |
| 税引前当期純利益 | | | 9,094,890 | | 7,779,548 |
| 法人税、住民税 及び事業税 | | | 3,225,639 | | 2,849,003 |
| 法人税等調整額 | | | 53,478 | | 3,838 |
| 当期純利益 | | | 5,815,773 | | 4,926,705 |

(3)株主資本等変動計算書

第17期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|-----------------------------|-----------|---------|-------------|---------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 平成25年4月1日残高 | 2,680,000 | 670,000 | 670,000 | 82,474,853 | 82,474,853 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | - |
| 会計方針の変更を反映した当期首 残高 | 2,680,000 | 670,000 | 670,000 | 82,474,853 | 82,474,853 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 5,324,989 | 5,324,989 |
| 当期純利益 | | | | 5,815,773 | 5,815,773 |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額) | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | 490,783 | 490,783 |
| 平成26年3月31日残高 | 2,680,000 | 670,000 | 670,000 | 82,965,637 | 82,965,637 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-----------------------------|--------|------------|----------------------|-----------------|----------------|------------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有 価証券評 価差額金 | 繰延 ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成25年4月1日残高 | 50,310 | 85,774,543 | 666,747 | - | 666,747 | 86,441,290 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | - | | | | - |
| 会計方針の変更を反映した当期首 残高 | 50,310 | 85,774,543 | 666,747 | - | 666,747 | 86,441,290 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | 5,324,989 | | | | 5,324,989 |
| 当期純利益 | | 5,815,773 | | | | 5,815,773 |
| 自己株式の取得 | - | - | | | | - |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額) | | | 497,409 | - | 497,409 | 497,409 |
| 事業年度中の変動額合計 | - | 490,783 | 497,409 | - | 497,409 | 6,625 |
| 平成26年3月31日残高 | 50,310 | 86,265,326 | 169,338 | - | 169,338 | 86,434,665 |

第18期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | |
|-----------------------------|-----------|---------|-------------|---------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 平成26年4月1日残高 | 2,680,000 | 670,000 | 670,000 | 82,965,637 | 82,965,637 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | 62,427 | 62,427 |
| 会計方針の変更を反映した当期首 残高 | 2,680,000 | 670,000 | 670,000 | 83,028,065 | 83,028,065 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | - | - |
| 当期純利益 | | | | 4,926,705 | 4,926,705 |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額) | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | 4,926,705 | 4,926,705 |
| 平成27年3月31日残高 | 2,680,000 | 670,000 | 670,000 | 87,954,771 | 87,954,771 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-----------------------------|------------|------------|----------------------|-----------------|----------------|------------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有 価証券評 価差額金 | 繰延 ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成26年4月1日残高 | 50,310 | 86,265,326 | 169,338 | - | 169,338 | 86,434,665 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | 62,427 | | | | 62,427 |
| 会計方針の変更を反映した当期首 残高 | 50,310 | 86,327,754 | 169,338 | - | 169,338 | 86,497,093 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | - | | | | - |
| 当期純利益 | | 4,926,705 | | | | 4,926,705 |
| 自己株式の取得 | 28,579,250 | 28,579,250 | | | | 28,579,250 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額) | | | 482,330 | 77,103 | 405,227 | 405,227 |
| 事業年度中の変動額合計 | 28,579,250 | 23,652,545 | 482,330 | 77,103 | 405,227 | 23,247,317 |
| 平成27年3月31日残高 | 28,629,561 | 62,675,209 | 651,669 | 77,103 | 574,565 | 63,249,775 |

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|-------|
| 建物 | 8～50年 |
| 器具備品 | 3～15年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金及び未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株式指数先物

ヘッジ対象...投資有価証券

(3) ヘッジ方針

株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が24,255千円減少、前払年金費用が72,743千円増加し、利益剰余金が62,427千円増加しております。前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。なお、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資有価証券償還益」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた46,594千円は、「投資有価証券償還益」20,932千円、「その他」25,662千円として組み替えております。

（追加情報）

連結納税制度の適用

当社は、平成28年3月期より株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループを連結納税親会社とする連結納税制度の適用を受けます。このため、当事業年度末より、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（平成23年3月18日 企業会計基準委員会）及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（平成22年6月30日 企業会計基準委員会）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

（貸借対照表関係）

| 第17期 (平成26年3月31日現在) | 第18期 (平成27年3月31日現在) | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------|-----------|------|-----------|---|--------|-----------|---------|----------|----|-----------|------|-----------|
| <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>562,983千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>594,582千円</td> </tr> </table> | 建物 | 562,983千円 | 器具備品 | 594,582千円 | <p>1. 担保に供している資産は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>100,770千円</td> </tr> <tr> <td>先物取引証拠金</td> <td>89,447千円</td> </tr> </table> <p>なお、先物取引証拠金は、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>587,858千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>654,914千円</td> </tr> </table> | 投資有価証券 | 100,770千円 | 先物取引証拠金 | 89,447千円 | 建物 | 587,858千円 | 器具備品 | 654,914千円 |
| 建物 | 562,983千円 | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 594,582千円 | | | | | | | | | | | | |
| 投資有価証券 | 100,770千円 | | | | | | | | | | | | |
| 先物取引証拠金 | 89,447千円 | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 587,858千円 | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 654,914千円 | | | | | | | | | | | | |

（損益計算書関係）

| 第17期 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日 | 第18期 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日 |
|--|-----------------------------------|
| <p>1. 特別利益に記載の投資有価証券償還益は、過去に減損処理を行った投資信託の受益権が償還されたことによるものであります。</p> <p>2. 特別利益に記載の投資有価証券売却益は、過去に減損処理を行った投資信託の受益権を解約したことによるものであります。</p> | |

（株主資本等変動計算書関係）

・第17期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

（単位：株）

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 普通株式 | 12,998 | - | - | 12,998 |

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|--------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 自己株式 普通株式 | 10 | - | - | 10 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

| (決議) | 株式の 種類 | 配当金の 総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|------------|--------------|------------|------------|
| 平成25年6月25日 定時株主総会 | 普通 株式 | 5,324百万円 | 410,000円 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月26日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
当事業年度の配当は無配につき、該当事項はありません。

. 第18期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 普通株式 | 12,998 | - | - | 12,998 |

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 自己株式 普通株式(注) | 10 | 4,282 | - | 4,293 |

(注)自己株式の増加は、平成26年6月25日の株主総会決議による自己株式の取得に
よるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| (決議) | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の 総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|-----------|------------|--------------|------------|------------|
| 平成27年6月30日 定時株主総会 | 普通 株式 | 利益 剰余金 | 19,500百万円 | 2,240,051円 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月30日 |

（リース取引関係）

| 第17期 (平成26年3月31日現在) | 第18期 (平成27年3月31日現在) |
|---|---|
| 借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 | 借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 |
| 1年内 474,236千円 | 1年内 2,160千円 |
| 1年超 8,820千円 | 1年超 6,480千円 |
| 合計 483,056千円 | 合計 8,640千円 |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。なお、一部の投資信託の価格変動リスクに対して、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未収金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっております。デリバティブ取引は、信用リスク及び市場リスクに晒されておりますが、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しています。また、管理規定に従い権限者の承認を得て執行・管理を行っており、定期的に経営に報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

第17期(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|--------------|------------|----|
| (1) 預金 | 3,954,210 | 3,954,210 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 其他有価証券 | 81,610,860 | 81,610,860 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 2,977,222 | 2,977,222 | - |
| 資産計 | 88,542,293 | 88,542,293 | - |
| (1) 未払手数料 | 1,253,078 | 1,253,078 | - |
| (2) 未払法人税等 | 1,743,743 | 1,743,743 | - |
| 負債計 | 2,996,821 | 2,996,821 | - |

第18期(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|--------------|------------|----|
| (1) 預金 | 6,326,139 | 6,326,139 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 其他有価証券 | 56,678,713 | 56,678,713 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 3,472,417 | 3,472,417 | - |
| 資産計 | 66,477,270 | 66,477,270 | - |
| (1) 未払手数料 | 1,521,415 | 1,521,415 | - |
| (2) 未払法人税等 | 1,626,371 | 1,626,371 | - |
| 負債計 | 3,147,786 | 3,147,786 | - |
| デリバティブ取引 | (4,048) | (4,048) | - |

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債**(1) 未払手数料**

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 第17期 (平成26年3月31日現在) | 第18期 (平成27年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 非上場株式(*1) | 130,830 | 130,830 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第17期(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 |
|-----------------------|------------|-------------|-------------|
| 預金 | 3,954,210 | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの(債券) | | | |
| (1) 国債 | 11,700,000 | 20,300,000 | 12,000,000 |
| (2) 社債 | 2,400,000 | 1,500,000 | 700,000 |
| (3) その他 | 6,050,000 | 12,300,000 | 5,500,000 |
| 未収委託者報酬 | 2,977,222 | - | - |
| 合計 | 27,081,432 | 34,100,000 | 18,200,000 |

第18期(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 |
|-----------------------|------------|-------------|-------------|
| 預金 | 6,326,139 | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの(債券) | | | |
| (1) 国債 | 7,300,000 | 13,000,000 | 7,800,000 |
| (2) 社債 | - | 2,200,000 | 1,200,000 |
| (3) その他 | 4,900,000 | 6,700,000 | 2,500,000 |
| 未収委託者報酬 | 3,472,417 | - | - |
| 合計 | 21,998,556 | 21,900,000 | 11,500,000 |

（有価証券関係）

．第17期（平成26年3月31日現在）

1．その他有価証券

（単位：千円）

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------------|---------|--------------|------------|---------|
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの | (1) 株式 | 131,964 | 30,541 | 101,422 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債 | 39,577,933 | 39,511,949 | 65,983 |
| | 社債 | 3,964,648 | 3,962,232 | 2,415 |
| | その他 | 17,508,558 | 17,489,629 | 18,928 |
| | (3) その他 | 5,147,004 | 4,945,207 | 201,797 |
| | 小計 | 66,330,108 | 65,939,561 | 390,546 |
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債 | 4,612,544 | 4,613,998 | 1,454 |
| | 社債 | 702,338 | 702,452 | 114 |
| | その他 | 6,411,894 | 6,419,144 | 7,250 |
| | (3) その他 | 3,553,976 | 3,684,180 | 130,204 |
| | 小計 | 15,280,752 | 15,419,775 | 139,023 |
| 合計 | | 81,610,860 | 81,359,337 | 251,522 |

（注1）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて42,622千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると思われるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|-----------|---------|---------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) 債券 | | | |
| 国債 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3) その他 | 1,393,219 | 256,349 | - |
| 合計 | 1,393,219 | 256,349 | - |

・第18期(平成27年3月31日現在)

1. その他有価証券

(単位:千円)

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------------|------------|--------------|------------|-----------|
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの | (1) 株式 | 153,418 | 30,541 | 122,876 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債 | 23,393,530 | 23,352,168 | 41,361 |
| | 社債 | 2,236,987 | 2,234,923 | 2,063 |
| | その他 | 11,218,449 | 11,212,260 | 6,188 |
| | (3) その他 | 9,291,789 | 8,386,112 | 905,676 |
| | 小計 | 46,294,173 | 45,216,006 | 1,078,166 |
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債 | 4,813,880 | 4,829,869 | 15,989 |
| | 社債 | 1,206,456 | 1,211,508 | 5,052 |
| | その他 | 2,897,915 | 2,904,312 | 6,397 |
| | (3) その他 | 1,466,289 | 1,563,529 | 97,239 |
| | 小計 | 10,384,540 | 10,509,219 | 124,678 |
| 合計 | 56,678,713 | 55,725,226 | 953,487 | |

(注1) 取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて7,767千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると思われるものを除き、減損処理を行うこととしております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額130,830千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

(単位:千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|------------|---------|---------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) 債券 | | | |
| 国債 | 14,044,230 | 29,133 | 131 |
| 社債 | 1,318,265 | - | 1,677 |
| その他 | 7,311,009 | 6,049 | 965 |
| (3) その他 | 231,301 | 13,113 | - |
| 合計 | 22,904,805 | 48,295 | 2,774 |

(デリバティブ取引関係)

・第17期(平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

・第18期（平成27年3月31日現在）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（単位：千円）

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち 1年超 | 時価 |
|-------------|----------------|---------|-----------|----------------|-------|
| 原則的処理 方法 | 株式指数先物取引 売建 | 投資有価証券 | 1,089,902 | - | 4,048 |
| 合計 | | | 1,089,902 | - | 4,048 |

（注）時価の算定方法

大阪取引所が定める清算指数によっております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第17期 （平成26年3月31日現在） | 第18期 （平成27年3月31日現在） |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 投資有価証券評価減 | 65,219千円 | 2,517千円 |
| ゴルフ会員権評価減 | 50,925 | - |
| 賞与引当金 | 138,906 | 140,672 |
| 退職給付引当金 | 132,184 | 57,949 |
| 役員退職慰労引当金 | 69,583 | 46,378 |
| 時効後支払損引当金 | 578 | 63 |
| 事業税及び事業所税 | 119,223 | 117,958 |
| 減損損失 | 304,537 | 34,784 |
| 連結納税適用に伴う時価評価 | - | 360,922 |
| 繰延ヘッジ損益 | - | 36,853 |
| その他 | 120,008 | 200,935 |
| 繰延税金資産小計 | 1,001,167 | 999,036 |
| 評価性引当額 | 445,916 | 421,185 |
| 繰延税金資産合計 | 555,251 | 577,850 |
| 繰延税金負債 | | |
| 未収配当金 | 1,107 | 1,433 |
| 連結納税適用に伴う時価評価 | - | 23,829 |
| その他有価証券評価差額金 | 82,184 | 301,818 |
| 繰延税金負債合計 | 83,292 | 327,080 |
| 差引：繰延税金資産の純額 | 471,958 | 250,769 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更となりました。これに伴い、平成27年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の35.64%から33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の35.64%から32.34%に変更になります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は16,567千円減少し、法人税等調整額は43,560千円増加しております。

(退職給付関係)

・第17期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）及び退職一時金制度（非積立型制度であります。）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------------|------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,493,252千円 |
| 勤務費用 | 179,146 |
| 利息費用 | 17,203 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 80,171 |
| 退職給付の支払額 | 129,844 |
| <u>退職給付債務の期末残高</u> | <u>2,479,586</u> |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|------------------|------------------|
| 年金資産の期首残高 | 1,738,225千円 |
| 期待運用収益 | 31,288 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 114,900 |
| 事業主からの拠出額 | 214,074 |
| 退職給付の支払額 | 75,507 |
| <u>年金資産の期末残高</u> | <u>2,022,980</u> |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---------------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,821,243千円 |
| 年金資産 | 2,022,980 |
| | 201,737 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 658,343 |
| 未積立退職給付債務 | 456,605 |
| 未認識数理計算上の差異 | 85,718 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 370,887 |
| 退職給付引当金 | 600,694 |
| 前払年金費用 | 229,807 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 370,887 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用 | 179,146千円 |
| 利息費用 | 17,203 |
| 期待運用収益 | 31,288 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 41,035 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 206,096 |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|--------|--------|
| 債券 | 56.2% |
| 株式 | 40.7% |
| 短期金融資産 | 3.1% |
| 合計 | 100.0% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----------|-------|
| 割引率 | 0.82% |
| 長期期待運用収益率 | 1.8% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、34,935千円であります。

・第18期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）及び退職一時金制度（非積立型制度であります。）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------------|------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,479,586千円 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | 96,998 |
| 会計方針の変更を反映した期首残高 | 2,382,588 |
| 勤務費用 | 175,427 |
| 利息費用 | 24,064 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 281,917 |
| 退職給付の支払額 | 130,643 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,733,354 |

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|------------------|------------------|
| 年金資産の期首残高 | 2,022,980千円 |
| 期待運用収益 | 36,413 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 234,903 |
| 事業主からの拠出額 | 228,563 |
| 退職給付の支払額 | 79,899 |
| 年金資産の期末残高 | 2,442,961 |

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|----------------------------|----------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,075,771千円 |
| 年金資産 | 2,442,961 |
| | 367,190 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 657,583 |
| 未積立退職給付債務 | 290,392 |
| 未認識数理計算上の差異 | 111,204 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 179,187 |
| 退職給付引当金 | 602,458 |
| 前払年金費用 | 423,270 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 179,187 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|------------------------|----------------|
| 勤務費用 | 175,427千円 |
| 利息費用 | 24,064 |
| 期待運用収益 | 36,413 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 21,528 |
| <u>確定給付制度に係る退職給付費用</u> | <u>184,606</u> |

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------------|
| 債券 | 57.5% |
| 株式 | 39.2% |
| 短期金融資産 | 3.3% |
| <u>合計</u> | <u>100%</u> |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----------|-------|
| 割引率 | 1.01% |
| 長期期待運用収益率 | 1.8% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、36,330千円であります。

（セグメント情報等）

第17期

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第18期

自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

．第17期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|-------------------------------|-----------------|-----------|-----------------|----------------|--|---|-----------------|-----------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社 | 東京都 千代田 区 | 405 億円 | 金融商 品取引 業 | なし | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 役員の兼任 | 投資信託 に係る事 務代行手 数料の支 払 (注1) | 3,380,996 千円 | 未払 手数料 | 603,222 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（注2）上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、及びニュー
ヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

．第18期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|------|---------------------|-----------------|-----------|---------------------|---------------------|-------------|-------------|-----------------|----|------|
| 主要株主 | 株式会社 野村総合 研究所 | 東京都 千代田 区 | 186 億円 | 金融ITソ リユー ション | 被所有 直接 10.78% | 自己株式の 取得 | 自己株式 の取得 | 9,337,933 千円 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）自己株式の取得価格は、第三者による評価を勘案して決定しております。

（注2）当社は株式会社野村総合研究所から、当事業年度中に同社保有の当社株式全部を自己株式として取得しております。これにより、同社は当社の関連当事者ではなくなりました。なお、議決権等の所有割合については、関連当事者でなくなる前の割合を記載しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|-------------------------------|-------------|-----------|-----------------|----------------|--|---|-----------------|-----------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社 | 東京都 千代田区 | 405 億円 | 金融商 品取引 業 | なし | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 役員の兼任 | 投資信託 に係る事 務代行手 数料の支 払 (注1) | 3,353,765 千円 | 未払 手数料 | 508,801 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

| 第17期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 | | 第18期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日 | |
|--|---------------|--|---------------|
| 1株当たり純資産額 | 6,655,076円17銭 | 1株当たり純資産額 | 7,265,779円78銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 447,788円11銭 | 1株当たり当期純利益 | 462,833円96銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | |
| 損益計算書上の当期純利益 | 5,815,773千円 | 損益計算書上の当期純利益 | 4,926,705千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 5,815,773千円 | 普通株式に係る当期純利益 | 4,926,705千円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 | - 千円 | 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 | - 千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 12,987株 | 普通株式の期中平均株式数 | 10,644株 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | | 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | |
| 該当事項はありません。 | | 該当事項はありません。 | |

（重要な後発事象）

（当社と三菱UFJ投信株式会社との合併について）

当社と三菱UFJ投信株式会社は、平成27年4月30日に、合併の効力発生日を平成27年7月1日とする合併契約を締結いたしました。当該合併の効力は、平成27年6月開催の株主総会における承認を経て発生する予定です。

1．合併の目的

両投信会社の商品・販売チャネルの補完性を活かすとともに、更なる運用力の強化と経営の効率化を図り、お客様の中長期の資産形成に資する、より良質で付加価値の高い資産運用サービスを提供できる体制を構築することを目的としております。

2．合併の方法及び合併契約の要旨

(1) 合併効力発生日

平成27年7月1日

(2) 合併の方法

三菱UFJ投信株式会社を存続会社とし、当社を消滅会社とする、吸収合併方式により合併いたします。

(3) 合併後の社名（商号）

三菱UFJ国際投信株式会社

(4) 合併比率

当社の普通株式1株につき、三菱UFJ投信株式会社の普通株式10.0497株の割合をもって割当交付いたします。

3．合併の相手会社の概要

| | |
|-----------|-------------|
| 商号 | 三菱UFJ投信株式会社 |
| 設立年月 | 昭和60年8月 |
| 本社所在地 | 東京都千代田区 |
| 代表者 | 取締役社長 金上 孝 |
| 資本金（注1） | 20億円 |
| 営業収益（注2） | 536.6億円 |
| 当期純利益（注2） | 67.3億円 |
| 資産（注1） | 649.6億円 |
| 負債（注1） | 100.1億円 |
| 純資産（注1） | 549.4億円 |
| 従業員数（注3） | 433名 |

（注1）平成26年3月31日現在です。

（注2）平成26年3月期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）です。

（注3）平成27年3月31日現在です。

（有価証券の売却について）

当社は、保有資産の有効活用を図るため、保有する有価証券の全部及び投資有価証券の一部を、平成27年5月14日までに売却いたしました。

平成28年3月期において、これに伴う売却益61,596千円を特別利益として、売却損26,222千円を特別損失として計上する予定です。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成27年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 (平成27年9月末現在) | 事業の内容 |
|---------------|-----------------------|---------------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279 百万円 | 銀行業務および信託業務を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成28年1月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の51.0%（107,855株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (3) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・当ファンドの受益権の価額は、株式等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
 - ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
 - ・運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
 - ・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。
 - ・当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレスのほか、モバイルサイトのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等を含みます。）等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月16日

三菱UFJ投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 樋口 誠之 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山田 信之 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年4月30日開催の取締役会において国際投信投資顧問株式会社と合併契約を締結することを決議し、同日、合併の効力発生日を平成27年7月1日とする合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月9日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | | |
|--------------------|-------|--------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 弥永 めぐみ | 印 |
|--------------------|-------|--------|---|

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山田 信之 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社（旧社名：三菱UFJ投信株式会社）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社（旧社名：三菱UFJ投信株式会社）の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。